

副本

平成24年(三)第262号, 第318号

大飯発電所3号機, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

平成24年11月21日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 今 城 智 徳

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 45	大飯発電所原子炉 設置許可申請書 (3, 4号炉完本) 本文及び添付書類 (抜粋)	写し	H22. 7	債務者	添付書類八における制御棒 挿入時間の記載は、通常運 転時ないし内部事象を前提 としたものであり、地震時 に関する制御棒挿入時間 についての具体的な数値の 記載はないこと
乙 46	発電用原子力設備 に関する技術基準 を定める省令と解 釈に対する解説	写し	H23. 11. 15	独立行政法人 原子力安全基 盤機構	省令 62 号 22 条が対象と する安全保護装置は、同 2 条 8 号によれば、安全設 備の八項に該当し、口項 に該当する原子炉停止系 統とは、区分が異なるこ と